

### ① 入院時対応について

今回の新型コロナウイルス感染症では、家庭で障がい当事者が感染者となった場合、検査、受診、入院、隔離生活、回復期など、介助者となっているご家族から隔離されるため、不安で心配の声があります。逆の場合もしかりです。

自宅療養という選択をされる場合もあるかもしれませんが、当事者が陽性者となった場合には、喘息や心疾患といった既往症がある方もおり、重篤化する可能性もあることから自宅療養で全てが賄えるとも思えません。介護者が陽性者となった場合には、自宅にいる当事者の生活を誰が支えるか不安になります。

当事者が入院となった場合には、国通知「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」によると、「…障害児者各々の障害特性等を踏まえて、予め受入医療機関の整備を行うこと。」とされていますので、この通知に基づいた医療体制の整備と基本的な対応方策を示して頂きますようお願いいたします。

また、新聞報道によると東京都杉並区では、介護者が入院となった場合、障がいのある人や介護の必要な高齢者を預かる臨時の宿泊所を設けているようですので、同様の施設の整備をお願いいたします。

### ② 就労継続支援B型の工賃助成について

平成30年4月の報酬改定により、就労継続支援B型については前年度の平均工賃月額によって報酬が決定することになっています。

報酬の算定の関する事項については、国通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第1報)」により配慮されることで通知がありました。

その後、国通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第2報)」では、「就労継続支援B型の工賃の支払いについて、新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合には、自立支援給付費を充てることを可能とする。」とされましたが、経営上で厳しい事業所があるために、利用者への工賃として支給できない状況もあります。また、利用者にとって工賃は、場合によっては生活費用の一部として利用されていることもあるため、工賃の急激なダウンについては生活も脅かしかねない状況もあります。

報道によると京都市では、就労継続支援B型事業所で働く障がい者の工賃を補助する制度を検討していると聞きます。工賃助成の制度創設や優先調達での調達量の拡大をお願いいたします。

### ③ 特別定額給付金の申請について

近々給付が始まる「特別定額給付金」について、地域に住んでいる障がいのある人にとって生活保障を考えると極めて重要です。しかし、給付には申請手続きが必要となっており、先行している市町の状況では申請行為が困難な方もいると聞いております。特に配慮が必要な世帯(単身生活者、障がい者のみの世帯、老障介護世帯など)では申請の支援が必要です。

これらの方々からの申請が漏れることが無いようお願い致します。

### ④ マスク・消毒液など必要物品の備蓄について

新型コロナウイルス感染拡大にあたり、自宅に帰ることのできない利用者があるため、どうしても開所する必要のある入所施設やグループホームにおいて、マスクや消毒液の不足に非常に困りました。配布はして頂きましたが、とても必要量とは程遠いものです。

今後にも備え、行政としても備蓄しておいてほしいと願っています。

### ⑤ 非常勤職員の有給取得時の常勤換算について

施設運営においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、職員が欠席するなどし、常勤換算に満たなくても請求しても良いという処置には、感謝申し上げます。

しかしながら、現在の制度では非常勤職員の有給休暇が常勤換算に算定されず、非常勤職員が有給を取得される度に職員配置の見直しをしなければなりません。今、福祉人材の不足で、どの事業所も非常勤職員の割合が高くなっており、今回のような事態においても、非常勤職員の有給が常勤換算に算定されず、有給が取得しづらいなどの状況になると、非常勤職員の身分保障、しいては事業所の運営も困難となりますので有給の算定が可能となるように改善をお願いいたします。

以上よろしく申し上げます。

